

香芝市報道資料

令和 7 年 3 月 4 日

報道関係者各位

香芝市市長公室秘書広報課

歩道橋架け替え工事に係る費用負担に関する奈良県との法的紛争について

1 概要

国道 168 号の道路拡幅事業に関して、本市から奈良県に対し、児童等の通学路の安全確保を第一に、香芝市立旭ヶ丘小学校や P T A 関係者の意見も踏まえながら、香芝市上中地内に存する歩道橋を存続させる必要性を説明してきたところです。しかし、当時、奈良県から本市に対しては、児童等の通学には旭ヶ丘団地東入口交差点における横断歩道を使用すべきであり、当該歩道橋の必要性はないとの認識が示されました。

しかし、その後本事業が進み、既に当該歩道橋の架け替え工事は完了しているものと思われませんが、奈良県があらかじめ両縣市との間で定めた事務手続に違反して、本市と委託契約を締結せず金額について最終的な合意を経ないまま工事を実施したため、現在、両縣市との間で費用負担や当該歩道橋の必要性そのものをめぐって紛争が生じています。本市からの要望に対し、奈良県は一方的に、本来工事前に締結しなければならなかった委託契約を遡って締結するよう迫るなど法令上明らかに問題のある要求をしてきており、現在、弁護士を交えて協議をしています。

2 経緯

本件の主な経緯は、次のとおりです。

- 令和 4 年 6 月 29 日、福岡憲宏香芝市長（当時）が荒井正吾奈良県知事（当時）との間で、基本協定を締結する（別紙 1「基本協定書」）。基本協定の有効期間が令和 6 年 3 月 31 日までと定められる。
- 令和 6 年 3 月 29 日、福岡憲宏香芝市長（当時）が山下真奈良県知事との間で、変更基本協定を締結する（別紙 2「変更基本協定書」）。基本協定の有効期間が令和 6 年 12 月 31 日まで延長することが定められる。
- 令和 6 年 11 月 27 日、三橋和史香芝市長が山下真奈良県知事に対し、「歩道橋架け替え工事に係る費用負担に関する要望書」（別紙 3）を提出する。
- 令和 6 年 12 月 25 日、山下真奈良県知事から三橋和史香芝市長に対し、「一般国道 168 号の道路拡幅工事に起因して生じる香芝市旭ヶ丘小学校

通学路歩道橋の架け替え工事について」(別紙4)が送付される。

- ・ 令和7年1月15日、安井広之奈良県県土マネジメント部長から三橋和史香芝市長に対し、要望書の内容を譲歩して、香芝市も費用の一部を負担する内容で提出し直すよう依頼がある。
- ・ 令和7年1月22日、三橋和史香芝市長が山下真奈良県知事に対し、「歩道橋架け替え工事に係る費用負担に関する要望書」(別紙5)を提出する。
- ・ 令和7年1月31日、奈良県県土マネジメント部道路建設課井上幸治主幹から香芝市に対し、国道168号拡幅事業に係る竣工式に香芝市職員の出席を拒否する旨が伝達される。
- ・ 令和7年2月3日、山下真奈良県知事から三橋和史香芝市長に対し、「香芝市旭ヶ丘小学校通学路歩道橋の架け替え工事にかかる委託契約の早期締結について」(別紙6)が送付される。

3 三橋市長コメント

そもそも奈良県が管理する道路に架かる歩道橋の設置の責務は奈良県にあるし、委託契約を締結しないまま工事を実施した上、基本協定の有効期間が経過しているのにそれが未だ有効であると認めるよう迫るなど、奈良県の事務には法的に問題がある。市民の税金をお預かりする立場として、違法な事務に対して公金を支出することはできない。

以 上



香芝市
Kashiba City

【問合せ先】

香芝市市長公室文書法制課

担 当：吉川

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

電 話：0745-76-2001（代表）

基本協定書

香芝市（以下「甲」という。）と奈良県（以下「乙」という。）は、一般国道１６８号の道路拡幅工事に起因して生じる香芝市旭ヶ丘小学校通学路歩道橋の架け替え工事（以下「工事」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、工事に係る施行及び費用負担区分等に関する基本事項を定め、適切かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（相互協力）

第２条 甲及び乙は、適正かつ円滑な工事の実施について、相互に協力するものとする。

（適用範囲）

第３条 本協定の適用範囲は香芝市上中７７９－１地先に現在架設している香芝市旭ヶ丘小学校通学路歩道橋の撤去工事、新たに架設する歩道橋の設置工事とし、別紙１のとおりとする。

（工事の施行者）

第４条 工事は、すべて乙が施行する。

（工事等の費用負担区分）

第５条 工事に要する費用のうち甲の負担する費用は、概算総額６０百万円とする。

２ 工事に要する費用については、事業の進捗および予算の状況等を踏まえて甲乙協議して、別途締結する委託契約で定めるものとする。

（費用の精算及び工事等目的物の引渡し）

第６条 乙は、工事の完了後速やかに甲に工事の完了を報告し、甲乙立会のうえ工事等の完了を確認し、費用の精算を行うものとする。

２ 支払い時期は工事完了後に一括して支払うものとし、支払い方法については、別途締結する委託契約で定めるものとする。

（財産の帰属及び維持管理区分）

第７条 事業完成後の財産の帰属及び維持管理については、甲が行うものとする。

（第三者に対する紛争等の解決）

第８条 乙は、この事業の施行に関し、第三者に対し損害を与えたとき、または異議の申出があったときは責任をもって解決するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

(協定の変更)

第10条 本協定を変更する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、各々押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年6月29日

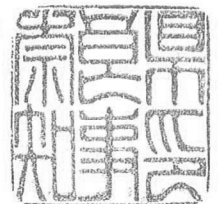
甲 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市長 福岡 憲宏

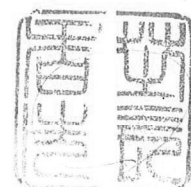
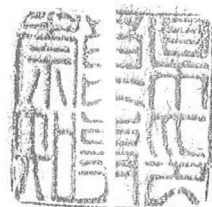


乙 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事 荒井 正吾







変 更 基 本 協 定 書

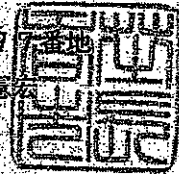
香芝市（以下「甲」という。）と奈良県（以下「乙」という。）は、令和4年6月29日付けで協定締結した一般国道168号の道路拡幅工事に起因して生じる香芝市旭ヶ丘小学校通学路歩道橋の架け替え工事にかかる基本協定書第10条に基づき、基本協定書の一部を次のとおり変更する。

- 1 基本協定書第9条中、「協定締結の日から令和6年3月31日までとする。」を「協定締結の日から令和6年12月31日までとする。」に改める。
- 2 その他の条項は原協定書のとおり。

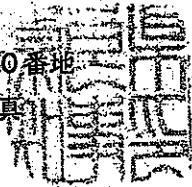
本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 6年 3月29日

甲 奈良県香芝市本町139番地
香芝市長 福岡 憲宏



乙 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 山下 真





奈良県知事 山下 真 様

歩道橋架け替え工事に係る費用負担に関する要望書

平素より本市行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

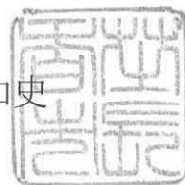
また、奈良県の実施する本市区域内の主要な国道に当たる国道168号の道路拡幅工事についても御尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本事業の実施に当たっては、香芝市立旭ヶ丘小学校の通学路としてだけでなく、一般交通の用に供していた歩道橋を一時的に撤去する必要があったことから、令和4年6月29日付けで本市と貴県との間で当該歩道橋の架け替え工事に係る基本協定書を締結していますが、今般、事業完了に伴う負担金の支払に向けて改めて関係法令を確認の上、検討を加えたところ、基本協定書第5条第2項及び第6条第2項に基づく契約の締結については、地方財政法第9条及び第27条の2の規定に抵触する可能性があることが判明しました。

そのため、本市として前記契約を締結することは困難であるものと思料しますので、歩道橋の架け替え工事に係る費用については貴県において負担していただくことを要望いたします。

令和6年11月27日

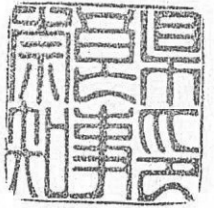
香芝市長 三橋 和史



令和6年12月25日

香芝市長 三橋 和史 様

奈良県知事 山下 真



一般国道168号の道路拡幅工事に起因して生じる
香芝市旭ヶ丘小学校通学路歩道橋の架け替え工事について

このたび、令和6年11月27日付けで提出のあった「歩道橋架け替え工事に係る費用負担に関する要望書」について、下記のとおり回答します。

記

1. 香芝市旭ヶ丘小学校通学路歩道橋（以下、「当該歩道橋」という。）は、平成7年に貴市が所有する敷地内に自らの費用で設置したものであり、設置にあたっては平成7年3月に道路法第32条の規定により占用許可を申請され、本県は「通路」として占用を許可してきたものです。
2. このため、当該歩道橋は貴市が管理する施設であり、当該歩道橋については、道路法第2条に規定する「道路の附属物」、当該歩道橋の架け替え工事については、同法第12条に規定する「国道の新設または改築」、同法第13条に規定する「国道の維持、修繕その他の管理」に該当しないことから、奈良県的事務ではありません。従って、貴職の引用する地方財政法の条項には抵触致しません。
3. また、当該歩道橋の架け替え工事にあたっては、貴市と協議のうえ「工事等の費用負担区分」、「費用の精算及び工事等目的物の引渡し」等を定めた基本協定書を令和4年6月29日に締結しています。当該歩道橋については既に完了しており、受注業者への支払いを令和7年3月頃に予定していることから、基本協定書第9条に定める有効期間までに、基本協定書第5条第2項及び第6条第2項に基づく委託契約を締結するよう要請します。

以上



奈良県知事 山下 真 様

歩道橋架け替え工事に係る費用負担に関する要望書

平素より本市行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、奈良県の実施する本市区域内の主要な国道に当たる国道168号の道路拡幅工事についてもご尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

令和6年11月27日付けで提出した要望書の内容については、令和7年1月9日に協議していただいたところですが、貴県の意見を踏まえて、再度、次のとおり要望いたします。

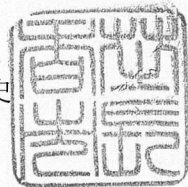
本事業の実施に当たっては、当該歩道橋について、令和4年6月29日付けで本市と貴県の間で基本協定書を締結していますが、令和6年3月29日付けの変更基本協定書により令和7年1月1日以降、消滅して失効しているものと思料します。しかし、本市と貴県との良好な関係を維持することを重視し、貴県の意見を踏まえて、本市も一定の費用を支払うこととしました。

昭和42年2月21日付け閣議決定された公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱の考え方を踏まえると、同要綱第4条第3項によれば新歩道橋を直ちに本市に引き渡すことが定められるとともに、同要綱第8条第1項によれば財産価値の消耗分の補償控除が認められていることから、基本協定書の失効とは関係なく、歩道橋の架け替えに伴う費用については補償していただくことが必要であり、一方で、その補償控除も認められることになります。

ただ、同要綱第5条によれば新歩道橋の機能増相当額や旧歩道橋の撤去工事費についての補償控除を認めておらず当事者の協議に委ねていること、また、新歩道橋は国道の拡幅工事に伴うもので本市がその拡幅と旧歩道橋の撤去を望んだものではないこと、旧歩道橋の設置時には将来の拡幅工事に備えた設計としていたもののその後に拡幅の幅が増えたことによって架け替えの必要が生じたこと、さらに、歩道橋に必要とされる設備や構造などの最新化も時代の趨勢と変遷による当然の工事内容で特別の機能増ではないこと、加えて上記基本協定書の失効とともにそれまでの当事者による協議と合意が全て法的拘束力を有しないことなどに鑑みると、以前に本市が提案した負担額計算書のうち、機能増相当額1232万円と旧歩道橋の撤去工事費1719万5000円をそれぞれ削除していただくのが相当と思われることから、減耗分相当額である2161万3200円に落札率(0.9148)を乗じた1977万1700円(100円未満切捨て)に消費税を加算した2174万8870円の現物補償控除額を本市の負担として、上記基本協定書に代わる新たな契約を締結することとするよう要望いたします。なお、歩道橋架け替え工事は既に完了していることから、契約の性質は委託契約ではなく、金銭支払契約とします。

令和7年 1月22日

香芝市長 三橋 和史



【問合せ先】

香芝市市長公室

担 当：参事 長崎

所在地：〒639-0292

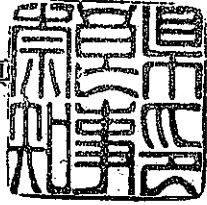
奈良県香芝市本町1397番地

電 話：0745-76-2001 (代表)

令和7年2月3日

香芝市長 三橋 和史 様

奈良県知事 山下 真

香芝市旭ヶ丘小学校通学路歩道橋の架け替え工事にかかる
委託契約の早期締結について

先般、令和6年12月25日付けで回答した「一般国道168号の道路拡幅工事に起因して生じる香芝市旭ヶ丘小学校通学路歩道橋の架け替え工事について」により、基本協定書に定める有効期間までに、委託契約を締結するよう要請したところです。しかしながら、本日時点をもっても、未だ委託契約の締結がなされていないことから、下記のとおり通告します。

記

1. 県は既に基本協定書に従って歩道橋の架け替え工事を完了させており、基本協定書の有効期間が切れたからといって、貴市が基本協定書の履行を免れるものではありません。
県としては、基本協定書第5条第2項及び第6条第2項に基づく委託契約の締結に向けて、令和6年9月18日に貴市に委託契約書（案）の内容を説明してきたことや、令和6年12月25日付けの書面回答でも、基本協定書第9条に定める有効期間までに、委託契約を締結するよう要請してきたところであり、有効期間切れとなったのは、貴市の「履行遅滞」が原因と認識しています。
2. 貴市と協議のうえ締結した基本協定書では、香芝市が負担する費用は概算総額60百万円としています。この際に合意した考え方に基づき、落札率等を考慮し、貴市の負担額を51,449,200円としています。
3. 程なく受注業者への支払いを予定していることから、令和7年2月14日までに委託契約を締結するよう要請します。なお、応じていただけない場合は、第三者の判断による解決を図っていきます。

以上

